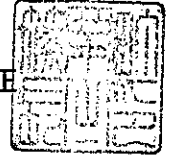


篠栗町公示第 80 号

令和 8 年 9 月 15 日

篠栗町長

三浦 正



地方税法第329条に基づき督促状を郵送しましたところ、転居先不明等の事由により返送され、返送者に対して所要の調査を実施しましたが、送達することができませんでした。

よって、国税通則法第14条1項及び2項、地方税法第20条の2の1項及び2項の規定により下記のとおり公示いたします。督促状は、役場収納課にて保管してありますので速やかに来庁し受領してください。

なお、来庁なき場合は地方税法第20条の2の3項及び国税通則法第14条3項の規定により、公示の日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなします。

記

令和8年度町県民税普通徴収(第1期)督促状

公示送達対象者

NGUYEN THOI	服部 博志	本村 凌	島津 和哉
田中 博幸	中西 祐樹	竹尾 幸一	

以上